

# パーソナルデータ連携基盤の検証業務に係る委託契約書

神戸市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

1 委託業務に係る委託料 （部分払、前金払又は概算払により支払うものは、その旨、その金額及び支払う時期）	（総額） 5,500,000円 （うち消費税及び地方消費税相当額500,000円） ただし、消費税率の改定があった場合はその税率に従う。
精算を行う場合の方法	なし
2 契約保証金（第3条関係）	神戸市契約規則第25条第6号により免除
3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）	契約締結の日から令和6年3月26日まで
債務負担行為又は長期継続契約に該当する場合は、その旨	
4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を提供する場合の有償・無償の別 有償の場合の金額（第18条第3項、第5項関係）	なし
委託料からの控除又は納入通知書による納付の別、及び控除（納付）時期	なし
5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項	第8条
6 別紙委託契約約款に付加する条項	<p>（成果物の帰属等）</p> <p>第43条 委託業務の履行により有体物及び無体物（以下「成果物」という。）が作成されたときは、成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）、所有権その他の権利は、甲に帰属するものとする。</p> <p>2 前項にかかわらず、乙が甲からの発注を受ける前から著作権を有する著作物が成果物に含まれているときは、乙に留保されるものとし、乙は甲が使用するために必要とする範囲で、当該著作物の著作権法に基づく利用を無償許諾するものとする。</p> <p>3 乙は、甲が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、甲の行為に対し、著作者人格権を行使しない。</p> <p>4 乙は、甲の書面による承諾なくして、成果物を目的外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。委託期間等の終了の後又はこの契約が解除された後（以下「契約終了等の後」という。）においても、同様とする。</p>

7 担保期間（第13条）	なし
--------------	----

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

契約担当者 企画調整局長 辻 英之 印

乙

印